

個人情報の取り扱いに関する同意書

私は、高齢者の医療の確保に関する法律(以下「法」という。)第58条に基づく第三者行為損害賠償求償事務※1(以下「求償事務」という。)における個人情報の収集・利用・提供・照会・調査に関し、次の事項について同意いたします。

- 1 埼玉県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)が、法第58条第3項に基づく求償事務の委託先である埼玉県国民健康保険団体連合会(以下「連合会」という。)に対し、被保険者が被った交通事故等に係る個人情報※2(以下「個人情報」という。)を提供すること。
- 2 広域連合及び連合会が次の業務を行うこと。
 - (1) 広域連合及び連合会が当該被保険者に関する個人情報を保有し、かつ利用すること。
また、同個人情報を、損害賠償金を請求するための添付書類として、加害者または加害者が加入する損害保険会社(自動車損害賠償責任保険等)に対し提供すること。
 - (2) 当該被保険者に関する診療報酬明細書※3の内容について、その診察・治療等を行った医療機関(医師)等に対し、照会し、かつ回答を受けること。
 - (3) 損害賠償金を請求するために、当該被保険者に関する交通事故等の詳細について、調査(刑事記録や実況見分調書の取り寄せ等)すること。
 - (4) 損害賠償金を請求するための事務処理の範囲内において、当該被保険者に関する必要な情報(後遺障害診断書等)を関係機関から収集すること。
 - (5) (2)、(3)及び(4)に基づいて収集した個人情報について、(1)に準じて取り扱うこと。

以上

年 月 日

同意者(被保険者)

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

埼玉県後期高齢者医療広域連合
連合長 あて
埼玉県国民健康保険団体連合会
理事長 あて

- ※1 第三者行為損害賠償求償事務とは、後期高齢者医療の被保険者が交通事故等により被った損害のうち、埼玉県後期高齢者医療広域連合（以下保険者という。）が医療機関等に支払った医療給付費を、加害者が加入する損害保険会社（自動車賠償責任保険等）または、加害者本人に対し請求することです。
- ※2 被害者が被った交通事故等に係る個人情報とは、①交通事故証明書、②事故発生状況報告書、③第三者の行為による被害届出書、④念書、⑤診療報酬明細書（写）などです。
- ※3 診療報酬明細書とは、保険医療機関や保険薬局が保険者へ医療費を請求するための請求書のこと、カルテから作成され、すべての保険診療の内容が記載されているものです。診療報酬明細書は、入院と外来の別に1ヶ月（暦月）に1枚作成され、保険者に提出されます。